

家庭系ごみの有料化について
答申（素案）

秋田市廃棄物減量等推進審議会

平成22年6月

目 次

はじめに

1 秋田市のごみ処理の現状と課題

- (1) ごみ処理の現状
- (2) 秋田市一般廃棄物処理基本計画での数値目標と実績
- (3) ごみ処理の課題

2 家庭系ごみの有料化について

(1) 有料化とは

(2) 有料化の実施状況

2 家庭系ごみ有料化の目的

- (1) ごみの減量化とリサイクルの推進
- (2) 公平性の確保
- (3) ごみ処理手数料の活用

3 家庭系ごみ有料化のしくみについて

- (1) 有料化の対象範囲
- (2) 負担のしくみ
- (3) 手数料の設定
- (4) 手数料の用途の透明化
- (5) 減免措置

4 市民への周知

- (1) 周知・啓発
- (2) 移行期間の調整等

5 併せて実施する施策

- (1) ごみ減量化およびリサイクルを推進するための施策
- (2) ごみの不適正排出防止に向けた施策

〈添付〉

- ・資料
- ・秋田市廃棄物減量等推進審議会委員名簿
- ・諮問書

はじめに

わが国の廃棄物対策は、公衆衛生の向上や生活環境の保全を目的とした従来の廃棄物処理に加え、天然資源の消費抑制と環境負荷の低減を目指した循環型社会の形成が大きな課題となっております。

循環型社会の形成には、廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用や適正処理を確保することが必要です。さらには、常に持続可能な社会の構築に向けた視点を持ち、地球温暖化問題に対応した低炭素社会に向けた取組を進めることが重要です。

平成17年度に廃棄物処理法に基づいて環境大臣が定める「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」が告示され、「排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物処理の有料化の推進を図るべきである」との方針が示されました。

本審議会においても、平成17年1月に「ごみ減量をさらに進めるための方策について」の答申において、秋田市が重点的に検討すべき施策の一つとしてごみ減量に有効な手法の一つであるごみの有料化の検討を挙げております。

このような状況の中で本審議会は、平成21年11月に秋田市長から「家庭系ごみの有料化について」諮問を受けました。

.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....

平成22年 6 月

秋田市廃棄物減量等推進審議会

会 長 岡 部 勇 作

1 秋田市のごみ処理の現状と課題

(1) ごみ処理の現状

秋田市では、平成14年には溶融炉の稼働にあわせ、ごみの収集体制を各家庭から排出される家庭系ごみについては、家庭ごみ、資源化物（金属類、ペットボトル、空き缶、使用済み乾電池、空きびん、ガス・スプレー缶、古紙）を定期収集することに変更し、粗大ごみはこれまでどおり有料（平成9年から）で戸別に収集しています。また、事業所から排出される事業系ごみは排出事業者が直接あるいは許可業者に依頼し、有料でごみ処理施設に搬入しています。

これまで、ごみの処理については、秋田市一般廃棄物処理基本計画に基づき、3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進する施策を実施しており、その結果、平成19年度からは一定の減量成果が見られます。

しかしながら、家庭系ごみについては、平成21年度に公表した環境省の調査結果（平成20年度実績）によると、1人1日当たりのごみ排出量が県内13市の中で4番目に多く、また秋田市の調査では、家庭ごみの中には依然として再生可能な古紙が多く含まれていることもあり、市民の意識改革により、さらなるごみの減量が必要とされる状況にあると考えます。

(2) 秋田市一般廃棄物処理基本計画での数値目標と実績

秋田市内から発生する一般廃棄物を管理し、適正な処理を確保するための指針となる秋田市一般廃棄物処理基本計画では、平成22年度の市民1人1日あたりの資源化物を除く「家庭系ごみ」を平成11年度の618gから10%以上削減し556g以下にすることを目標としています。

しかしながら、秋田市民1人1日あたりの資源化物を除く家庭系ごみの排出量は平成21年度では、606gとなっており計画の目標値と離れています。

(3) ごみ処理の課題

① ごみの減量

秋田市のごみ排出量は、平成15年度以降それまでの増加が止まり、緩やかな減少傾向が続いていましたが、平成19年度からはこれまでの啓発活動等により一定の減量成果が現れています。

しかしながら、近年資源循環型社会や低炭素社会の構築に向けて、ごみの排出抑制は重要な課題となっており、さらなるごみの減量が求められている状況にあります。

秋田市では、これまで市民に対してごみ減量キャンペーンやごみ減量・分別井戸端会議などの啓発活動を行ってききましたが、粗大ごみを除く家庭系ごみは、排出量に関わらず税金等で収集・処理していることなどから、市民にごみ減量の動機付けが働きにくく、目標達成が難しい状況にあります。

今後は、ごみ処理に関する市民の意識を高めながら、より一層の減量行動の実践を促すことが必要であると考えます。

② 負担の公平性

秋田市では、現在家庭から排出されるごみについては、処理施設に自己搬入しているごみや戸別収集している粗大ごみを除き、税金等で定期収集を行っています。

税金等でごみの処理費用を賄う現状では、ごみを少なく出す人も多く出す人もその費用負担は同じであり、環境に配慮してごみを減らしている市民には不公平であると考えます。

また、循環型社会の構築や資源保護、地球温暖化防止などの観点から、市民がごみの減量に取り組んでも、減量した場合の日常生活に直結した実感が得られず、具体的な行動には結びつきにくいという状況にあります。そのため、減量努力が市民一人ひとりに反映するよう、ごみの排出量に応じた負担の公平性が確保されるしくみが必要であると考えます。

③ ごみ処理経費

ごみ処理行政を効率的、効果的に運営するためには、住民の協力が不可欠と考えます。秋田市においては、処理施設周辺住民の協力やごみ集積所における維持管理など地域の協力が得られており、良好な関係であると考えます。

このような状況の中で、秋田市のごみ処理経費は、ごみの収集や焼却・溶融、資源物の収集・リサイクル、埋立処理、ごみ減量の啓発等で、平成20年度は約49億円となっています。

今後は、ごみ処理経費をさらに抑える努力をするとともに、受益と負担の観点からも、どこまでを行政サービスとして市が負担すべきかについての検討が必要であると考えます。

2 家庭系ごみの有料化について

(1) 有料化とは

生活様式の変化に伴い、リサイクルが可能なごみの種類や量が増加傾向にあります。

このような状況の中、排出されたごみを行政が税収等で処理するだけでは市民自ら減量化の努力をしようとする意識が働きにくいという問題が生じております。

市民に減量意識が働かないということは、企業がごみ処理やリサイクルを考慮した生産活動を行う動機付けにもならず、使い捨て商品の増加等により、結果的に市町村のごみ処理経費を圧迫することにもつながります。

有料化の基本的な考え方は、ごみを排出する市民に減量やリサイクルを進める動機付けを与えるよう排出量に応じた手数料を徴収することにより、公平性の確保などを前提としたごみの発生抑制、ごみ排出量の減量化、リサイクル可能な資源の分別、市民の意識改革等を促そうとするものです。

(2) 有料化の実施状況

全国的なごみ有料化の状況は、東洋大学山谷教授の調査によると平成21年10月現在

で、59.2%（1,795市区町村のうち1,062市区町村）の自治体を実施しており、秋田市の調査によると秋田県内においても56.0%（25市町村のうち14市町村）の自治体有料化を実施しています。

2 家庭系ごみ有料化の目的

本審議会では、家庭系ごみのさらなる減量を目的として有料化について審議した結果、主に次のような効果が期待できると考えます。

(1) ごみの減量化とリサイクルの推進

現在秋田市では、集積所に出されるごみについては、市が税金等で収集・処理しており、ごみの排出量にかかわらずそのサービスは同等となっています。

秋田市が行う各種市民サービスの多くは、一般的に使用量等に応じた対価を得て実施しており、ごみ処理についても受益者負担の観点から適正な対価を求める必要があります。このことにより、排出者としての自覚と責任がこれまで以上に明確になるとともに、市民一人ひとりが環境やごみ減量を意識したライフスタイルへ転換する動機付けとなります。

さらに、家庭ごみと資源化物の費用負担に差をつけることにより、分別が徹底され、家庭ごみの中に多く含まれている再生可能な資源化物などのリサイクルが促進されると考えます。

① 家庭系ごみ有料化による減量効果

他都市の事例では、ごみ袋の容量1Lあたり1円以上で手数料を設定した場合、10%程度家庭ごみの減量効果が見込まれます。

秋田市の平成21年度排出実績をベースに、有料化に伴うごみの減量効果を10%と仮定すると、一般家庭からの家庭ごみ排出量が約6万4千トンとなります。粗大ごみを合わせた1人1日あたりの排出量は546gとなり、減量目標を達成することとなります。

② リサイクルの促進

平成21年度に実施した家庭ごみ組成調査の結果、家庭ごみの中には資源化物が約13%混入しており、そのうちの約12%がリサイクル可能な資源化物（紙類）となっています。家庭系ごみの有料化を行う場合には、市民に経済的な動機付けが働くよう資源化物の処理手数料はこれまでどおり無料とすることで、家庭ごみに混入されている資源化物の分別が進み、リサイクルの促進が図られると考えます。

(2) 公平性の確保

秋田市のごみの処理費用は、平成20年度実績で約49億円となっていますが、その費用は税金等で賄われており、家庭系ごみについては、排出量に応じた費用を直接負担する仕組みにはなっていません。ごみを排出する市民一人ひとりが排出量に応じて処理費用の一部を負担するしくみを導入することにより、公平性が確保されると考えます。

(3) ごみ処理手数料の活用

手数料収入はごみの減量化やリサイクルを推進するための施策や有料化制度に必要な費用、ごみの収集運搬および施設の維持運営管理費へ充当するなど、循環型社会や低炭素社会の構築に向けた環境施策を安定的、継続的に実施するための財源として活用できると考えます。

3 家庭系ごみ有料化のしくみについて

本審議会では、家庭系ごみ有料化のしくみについて既の実施している他都市の事例や市民意見などを踏まえ、次のようなしくみが有効と考えます。

(1) 有料化の対象範囲

有料化の対象とすることごみは、家庭ごみに含まれている資源化物の分別促進の観点から、「家庭ごみ」を対象とし、「資源化物」は対象外とすることが望ましいと考えま

す。

また、家庭の庭木などは、住環境に潤いと安らぎを与えてくれるだけでなく、生物の休息場所、空気の浄化や防音、防災などの役割を果たしていることから剪定枝等も対象外とすることが望ましく、さらに、環境学習や地域コミュニティの増進を図るため、町内会等がボランティア清掃したごみ等についても、有料化の対象から除外することが望ましいと考えます。

(2) 負担のしくみ

① 手数料の料金体系

手数料の料金体系については、いくつかの方法がありますが、大別すると「単純比例型」と「一定量無料型」の2つになります。

「単純比例型」は、購入した袋の枚数に応じて手数料を負担するもので、「一定量無料型」は、一定量までは無料でごみ袋を配布し、それを超えた場合は、有料のごみ袋を購入し、手数料を負担するものです。

「一定量無料型」については、一定量まで無料となるため、減量意識が働きにくいことや、無料分のごみ袋配布に要する費用がかかり増しになるという欠点があります。そのためごみ袋1枚目から経済的動機付けが働き、ごみの減量効果が期待できるとともに公平性が保たれ、全国的にも採用例の多い「単純比例型」が望ましいと考えます。

② 手数料の徴収方法

秋田市では、平成9年度から指定ごみ袋によるごみ収集を行っており、この制度が広く市民に定着しています。このことから、ごみ処理手数料の支払い方法は、指定ごみ袋に処理手数料を上乗せした「有料指定ごみ袋」を購入していただく制度が望ましいと考えます。

「有料指定ごみ袋」の販売にあたっては、市民の利便性を考慮し、市内各地域の

スーパーマーケットやコンビニエンスストア、その他多くの小売店等で販売することが望ましいと考えます。

③ 有料指定ごみ袋のサイズ

現在、秋田市内で使用されている指定ごみ袋は、容量別に90L, 70L, 45L, 30L, 20Lの5種類となっています。秋田市の調査によると、家庭系ごみの有料化を実施した他都市では、ごみ減量が促進されることにより、90Lや70Lといった大きいサイズのごみ袋がほとんど使われなくなるほか、20Lよりも小さいサイズのごみ袋が必要となることが明らかになっています。

また形態では、取っ手付きのごみ袋が結びやすく持ち運びやすいと考えられます。

このようなことを踏まえ、有料指定ごみ袋は取っ手付きの形態とし、サイズは、45L, 30L, 20L, 10Lの4種類とすることが望ましいと考えます。

(3) 手数料の設定

手数料は、ごみ減量の動機付けとなり、同時に市民に過度な負担とならない設定が必要であると考えます。

その観点から、既に有料化を実施している中核市・隣接市等の状況を考慮するとともに、10%程度の減量効果を見込めるような適度な負担感を考えると、有料指定ごみ袋の容量表示1Lあたり1円程度の手数料水準が適当と考えます。

(4) 手数料の用途の透明化

有料化によって得られる収入については、有料化に対する市民の理解と協力を得ることが重要であるため、秋田市ホームページや広報などで広く公表し、その用途の透明性を確保する必要があります。また、有料化の目的を踏まえ、手数料収入は、ごみの減量化やリサイクルを推進するための施策や有料化制度に必要な費用、ごみの収集運搬および施設の維持運営管理費へ充当するなど、循環型社会や地球温暖化問題に対

応じた低炭素社会に資する環境施策を安定的、継続的に実施するための財源として活用することが望ましいと考えます。

(5) 減免措置

家庭系ごみの有料化は、ごみの減量を進めるための一つの手法であり、ごみ減量・リサイクルに努力すれば費用負担が少なくなるしくみであることから、原則としてすべての市民が排出量に応じた負担をしていただく必要があると考えます。しかし、新たな経済的負担を伴うしくみであることから、その実施については減らすことが難しい乳幼児、障がい者等のいる家庭での紙おむつ等については、一定の配慮をする必要があると考えます。

4 市民への周知

本審議会では、家庭系ごみ有料化の導入に際し、次のことについて留意する必要があると考えます。

(1) 周知・啓発

家庭系ごみ有料化を円滑に実施するためには、有料化の目的や実施内容などに対し市民の十分な理解と協力が不可欠であります。そのため有料化を実施するにあたっては、市民へのきめ細やかな周知・啓発と広報活動を行うよう努めることが必要であると考えます。

(2) 移行期間の調整等

有料化を実施する際に発生するさまざまな問題を想定し、市民に有料化の内容について十分に理解してもらうとともに、有料化実施後は現在の指定ごみ袋が使用できなくなる等について十分な周知・啓発を行うほか、販売店での指定ごみ袋の品切れ等を防ぐ施策を実施するなど、市民に混乱を招くことのないような調整が必要であると考えます。

5 併せて実施する施策

家庭系ごみの有料化は、他の施策や事業と組み合わせて実施することにより相乗効果が発揮され、より一層のごみの減量が可能になるとともに、減量効果が継続されると考えられます。

また、有料化の実施に伴い、ごみの不法投棄や不適正排出等が増えることも懸念されることから、それらを防止する対策を強化していくことも重要と思われまます。このようなことから、本審議会では有料化を実施する場合は、次の施策を併せて実施することが望ましいと考えまます。

(1) ごみの減量化およびリサイクルを推進するための施策

① 集団回収の普及促進等

町内会および子供会等の市民団体が自主的に取り組む資源集団回収は、ごみの減量に寄与するだけでなく、物を大切にする心を育み、地域住民の絆づくりにも役立つことが期待されますので、さらなる普及促進を図ることが望ましいと考えまます。

② 資源化物の祝日収集等

これまでハッピーマンデーに限り実施していた資源化物の祝日収集を、家庭ごみと同様に年末年始を除き、祝日も収集することや収集回数を増やすことは、排出における利便性の向上に有効であり、アパートなどの集合住宅における資源化物の回収が促進されるとともに保管場所の問題などを軽減することができると考えまます。

③ 環境活動等を推進するための施策

有料化に合わせて、市で実施しているクリーンアップ事業の他に、個人や町内会、市民サークル、NPO法人等が実施するボランティア清掃活動は、地域における環境美化活動の促進に貢献するとともに、環境意識が育まれることから今まで以上に推進していくことが必要であると考えまます。

④ 情報発信施策

ごみの減量やリサイクルの推進の意識を高めながら、より一層の減量行動の実践を促すためには、ごみの減量等に関する情報を分かりやすく広く市民に発信することが必要であると考えます。

(2) ごみの不適正排出防止に向けた施策

① 不適正排出への監視および指導

有料化実施直後には、ごみ集積所への不適正な排出が想定されることから、不適正なごみの排出を防止するため、町内会等と連携しながらごみ集積所の監視・指導体制を強化する環境づくりを構築することが必要であると考えます。

② 不法投棄パトロールの強化

有料化により一部では、空き地や道路脇などへの不法投棄が増えることも想定されることから、広報等によるさらなる啓発活動に加え、現在も行っている不法投棄監視パトロール及び不法投棄監視員体制等の不法投棄対策を今以上に強化することが必要であると考えます。